

新宮町告示第81号

令和3年第3回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和3年8月23日

新宮町長 長崎 武利

- 1 期 日 令和3年9月1日  
2 場 所 新宮町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
上畝地白馬君	西 健太郎君
大牟田直人君	高木 義輔君
北崎 和博君	横大路政之君
松井 和行君	牧野真紀子君

---

○9月1日に応招した議員

全員

---

○9月2日に応招した議員

全員

---

○9月15日に応招した議員

安武久美子君	温水 眞君
末吉富美徳君	濱田 幸君
西 健太郎君	大牟田直人君
高木 義輔君	北崎 和博君
横大路政之君	松井 和行君
牧野真紀子君	

---

○応招しなかった議員

上畝地白馬君

---

議事日程(第1号)

令和3年9月1日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第80号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 第81号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 第82号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第83号議案 令和2年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第84号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第85号議案 令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第86号議案 令和2年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第10 第87号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 第88号議案 令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 第89号議案 令和2年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第90号議案 令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第14 第91号議案 令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第15 第92号議案 令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第16 第93号議案 令和3年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第17 第94号議案 財産の取得について(コミュニティバス購入)
- 日程第18 第95号議案 町道路線の認定について(大蔵3号線)
- 日程第19 第96号議案 町道路線の廃止について(雲雀ヶ丘5号線 他2路線)
- 日程第20 報告第12号 専決処分の報告について(地方自治法第180条第1項)  
「損害賠償の額の決定及び和解について」
- 日程第21 報告第13号 令和2年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第22 報告第14号 令和2年度新宮町健全化判断比率等の報告について

- 日程第23 報告第15号 令和2年度新宮町公共下水道事業会計継続費精算報告書について  
日程第24 報告第16号 令和2年度新宮町一般会計継続費精算報告書について  
日程第25 報告第17号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について  
日程第26 報告第18号 建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告について  
日程第27 報告第19号 例月出納検査結果報告について
- 

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について  
日程第2 会期決定について  
日程第3 第80号議案 令和2年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第4 第81号議案 令和2年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第5 第82号議案 令和2年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第6 第83号議案 令和2年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第7 第84号議案 令和2年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第8 第85号議案 令和2年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第9 第86号議案 令和2年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
日程第10 第87号議案 令和2年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
日程第11 第88号議案 令和2年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について  
日程第12 第89号議案 令和2年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について  
日程第13 第90号議案 令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について  
日程第14 第91号議案 令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について  
日程第15 第92号議案 令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について  
日程第16 第93号議案 令和3年度新宮町一般会計補正予算について  
日程第17 第94号議案 財産の取得について（コミュニティバス購入）  
日程第18 第95号議案 町道路線の認定について（大蔵3号線）  
日程第19 第96号議案 町道路線の廃止について（雲雀ヶ丘5号線 他2路線）  
日程第20 報告第12号 専決処分の報告について（地方自治法第180条第1項）  
「損害賠償の額の決定及び和解について」

- 日程第21 報告第13号 令和2年度新宮町土地開発公社経営状況報告について  
 日程第22 報告第14号 令和2年度新宮町健全化判断比率等の報告について  
 日程第23 報告第15号 令和2年度新宮町公共下水道事業会計継続費精算報告書について  
 日程第24 報告第16号 令和2年度新宮町一般会計継続費精算報告書について  
 日程第25 報告第17号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について  
 日程第26 報告第18号 建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告について  
 日程第27 報告第19号 例月出納検査結果報告について

---

出席議員（12名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 安武久美子君  | 2番 温水 眞君   |
| 3番 末吉富美徳君  | 4番 濱田 幸君   |
| 5番 上畝地白馬君  | 6番 西 健太郎君  |
| 7番 大牟田直人君  | 8番 高木 義輔君  |
| 9番 北崎 和博君  | 10番 横大路政之君 |
| 11番 松井 和行君 | 12番 牧野真紀子君 |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

- 議会事務局長 …………… 井上 和広君      議会事務局局長補佐 …… 桐島美佐子君

---

説明のため出席した者の職氏名

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| 町長 …………… 長崎 武利君      | 副町長 …………… 吉村 隆信君    |
| 副町長 …………… 福田 猛君      | 教育長 …………… 宮川 優子君    |
| 総務課長 …………… 太田 達也君    | 地域協働課長 …………… 片山 勇二君 |
| 政策経営課長 …………… 桐島 光昭君  | 税務課長 …………… 尾田 繁男君   |
| 住民課長 …………… 大原 稲子君    | 健康福祉課長 …………… 山口 望美君 |
| 子育て支援課長 …………… 藤木 恵介君 | 産業振興課長 …………… 高木 昭典君 |
| 環境課長 …………… 安河内正路君    | 都市整備課長 …………… 西田 大輔君 |

上下水道課長 …………… 高橋 忠久君      会計管理者 …………… 末永富士美君  
学校教育課長 …………… 森 和也君      社会教育課長 …………… 桐島 聡君  
代表監査委員 …………… 吉田 雅文君

---

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 和広君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（牧野 真紀子君） おはようございます。

ただいまから、令和3年第3回新宮町議会定例会を開会します。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、濱田幸議員、5番、上畝地白馬議員、事故に備えて、6番、西健太郎議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期決定の件について

○議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの15日間といたしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの15日間に決定いたしました。

会期中の日程は別に配付いたしております定例会日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） 皆様、おはようございます。

本日ここに令和3年第3回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、3度目の緊急事態宣言解除後、変異株の影響による感染が急速に広がり、新規感染者数や病床使用率に関する指標は大きな数字となっており、福岡県は再度、緊急事態措置対象地域に追加されることとなりました。ワクチン接種を進めながら、

感染拡大防止に全力を注いでいく必要があると感じております。様々な意見があった中、東京オリンピック、パラリンピックは開催されました。参加を見合わせる国や地域もありましたが、選手団やその関係者、マスコミなどへの行動規制、無観客など厳戒体制で実施され、感動と興奮をよび、改めてスポーツの力を実感することとなりました。

また、今年例年より早い梅雨入りとなりました。危惧された大雨による大規模な災害は、今のところ本町では確認されておられません。しかしながら、7月の熱海市の土砂災害、8月の長雨では河川の氾濫など、全国的に多くの方々が被災をされました。亡くなられた方々、ご遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。災害対策基本法の改正により、避難情報等が変更され、多くの方が早めに避難所へ避難されることを想定し、避難所運営につままして検討をしております。今後も台風の影響などにより、災害が発生する可能性があります。いざというときのため、引き続き検討を重ねてまいります。

町政に関しましては、これまで新型コロナウイルス感染症の拡大防止、ワクチン接種など、コロナ禍での町政運営をある程度想定しておりましたが、度重なる緊急事態宣言時の対応などにより、事業の中止や延期、規模縮小など予定どおりに実施できていないものがございます。このような状況におきましても、新宮ふれあいの丘公園及び周辺道路の整備などの継続的な事業、計画期間が終了する各種計画の次期計画の策定などにつまましては、順調に進めることができしております。また、国が示しますデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針にのっとり、デジタル社会のビジョンを実現するため、自治体においてデジタル技術者、AI等の活用により、住民の利便性の向上、業務の効率化を図ることが求められており、本町においても自治体DX、デジタルトランスフォーメーションに向けて、積極的に取り組んでおりますので、ご理解とご協力を賜りたいと思います。

それでは、本日提案いたしております議案は、令和2年度決算認定10件、令和3年度補正予算4件、契約認定等3件、計17議案、諸報告8件となっています。なお、追加議案等の予定もございません。よろしくご審議いただきまして、ご議決くださいますようお願い申し上げまして、議会招集の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） これより議案の審議に入ります。

---

**日程第3. 第80号議案**

**日程第4. 第81号議案**

**日程第5. 第82号議案**

**日程第6. 第83号議案**

日程第7. 第84号議案

日程第8. 第85号議案

日程第9. 第86号議案

日程第10. 第87号議案

日程第11. 第88号議案

日程第12. 第89号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第80号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

この際、本件から日程第12、第89号議案までの10件は令和2年度決算の認定となっておりますので、一括上程し、議題といたします。

それでは、第80号議案から第89号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第80号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、第89号議案、令和2年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定についてまでの説明をいたします。

7つの特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計並びに一般会計につきまして、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて議会認定に付すものでございます。

それでは、令和2年度新宮町決算と表題がついております一覧表で説明をいたします。

第80号議案、令和2年度新宮町渡船事業特別会計から第89号議案、令和2年度新宮町一般会計まで、各会計の決算収支は表に記載のとおりでございます。

第86号議案の令和2年度新宮町水道事業会計及び第87号議案の令和2年度新宮町下水道事業会計を除く、7つの特別会計の合計は、歳入29億7,417万4,781円、歳出29億2,938万3,202円。差引き4,479万1,579円となっております。翌年度へ繰り越すべき財源はなく、7つの特別会計の実質収支の合計も4,479万1,579円となっております。

第86号議案、令和2年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、収益的収入7億5,273万3,857円、収益的支出6億8,059万330円。差引き7,214万3,527円となり、これから消費税相当額分を除いた4,927万6,796円が当年度純利益となっております。続いて、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入6,658万4,000円、資本的支出2億5,691万3,624円。差引きマイナス1億9,032万9,624円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額545万28円、過年度損益勘定留保資金1億8,487万9,596円で補填をいたしております。



第87号議案令和2年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、収益的収入9億6,602万9,627円、収益的支出8億9,305万4,323円。差引き7,297万5,304円となり、これから消費税相当額分を除いた2,059万8,330円が当年度純利益となっております。続いて、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入4億5,714万5,540円、資本的支出6億4,791万1,695円。差引きマイナス1億9,076万6,155円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額3,282万245円、過年度損益勘定留保資金5,517万7,090円。当年度損益勘定留保資金1億276万8,820円で補填いたしております。

最後に、第89号議案、令和2年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入199億4,074万1,788円、歳出195億7,003万4,091円。差引き3億7,070万7,697円。繰越明許費繰越額1,932万4,000円。実質収支額3億5,138万3,697円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） ここで決算に対する監査委員の監査意見をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） 去る8月20日付けで、新宮町長へ提出いたしました令和2年度新宮町歳入歳出決算審査意見書について説明いたします。

この審査意見書は、地方自治法及び地方公営企業法等の規定に基づき、令和2年度新宮町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び新宮町水道事業、下水道事業会計の剰余金の処分及び決算の計10件の会計につきまして、7月、8月の6日間の日程で高木委員とで審査を実施いたしました。この審査結果を意見書としてまとめたものであります。

審査意見といたしましては、2ページの段落1で記述していますとおり、例月出納検査の集計と合致し、決算計数は正確であったことを確認いたしました。そして次の段落2、段落3、段落4では一般会計、特別会計及び公営企業会計ごとの歳入歳出額の年度総額と前年度比較を記載するとともに、増減額の要因分析を行っております。また、第5段落以下では、予算の執行状況、事業の経営が適正かつ効率的に運営されているかについてを主眼に据え、審査を行った結果、執行部において検討改善を必要とする事項を歳入歳出ごとに、私どもの意見として述べております。

最後になりますが、審査の結論といたしましては、歳入歳出ともに適正に予算執行が行われており、ここで指摘、注意すべき事項はございませんでした。

3ページ以降におきましては、各会計ごとの歳入歳出について、款項目ごとに分析を行っております。決算委員会での審議の参考にしていただけたらと考えます。

以上、簡単ではございますが、令和2年度決算審査意見書についてご説明申し上げます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（牧野 真紀子君） ありがとうございます。

ここで、監査意見に対する質疑を許可いたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

第80号議案から第89号議案までの10議案については、議長及び高木監査委員を除く議員10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認め、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中に、決算特別委員会の正副委員長の選出方をお願いいたします。

午前9時47分休憩

.....  
午前9時51分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長は温水眞議員、副委員長は濱田幸議員に決まりましたので、ご報告いたします。

なお、委員長におかれましては9月6日、7日、8日の3日間、決算特別委員会にて審査をお願いいたしますとともに、本議会最終日に審査結果の報告をお願いいたします。

-----  
**日程第13. 第90号議案**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第13、第90号議案、令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） おはようございます。

第90号議案、令和3年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳

入歳出それぞれ1,009万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,578万7,000円とするものでございます。

歳出予算から説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目事務費、11節役務費49万2,000円ですが、当初予算計上時、電子マネー決済に関わる渡船料金については、決済会社から手数料を差し引いて入金されるということで、歳入におきまして調整しておりましたが、予算の総計、予算主義の原則に基づき、渡船料金は本来の額の全額を歳入として、手数料は歳出として整理する必要があるために今回計上するものでございます。

1款2項1目事業費、10節需用費、修繕料の590万9,000円ですが、渡船しんぐう建造から7年が経過し、計画では来年度に入替予定であった渡船の空調室外機に塩害等により錆が生じ、故障なども発生していることから1年前倒しで更新するために計上するものです。14節工事請負費、369万6,000円につきましては、新宮待合所の空調換気設備が建設当初のままで、既に17年経過しており不調をきたしているため設備を更新するものです。

次に、歳入予算について説明いたします。8ページ、9ページをお願いいたします。

1款1項1目1節事業収入56万2,000円は、当初手数料分を差し引いていたものを収入として計上するものです。

4款1項1目1節一般会計繰入金953万5,000円につきましては、収支調整となります。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。お尋ねします。まず1点はですね、この電子マネーを導入した場合に予測される町内の方々の利用者、特に相島の住民の方ですね。それから町外利用者の区別予測っていうのはできますか。それがまず1点。

それからもう1つは、今説明がありましたように、手数料天引きではなくて、要するに経費として支払うと。その契約は可能なんですか。一般的に決済業者っていうのは、要するにその収入から手数料を天引きして支払ってくるというのは、さっきも説明の中にありましたように。ところが今回の契約というのは、イレギュラーな契約になるわけですが、それはきちんと実現できるんですか。その2点お尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい。電子マネーにつきまして、お答えいたします。

まず相島の方と区別できるかというところなんですけども、相島の方というのは主に往復券を買われるという方とか、回数券を買われる方ちゅうのが多いということになりますので、今回、この関係ではちょっとその辺の中身的なものまでは、相島の方とその他町外の方とか、そういう

ちょっと利用区別はついていないというところがございます。中身的には若い方がよく利用されるということもございますので、ちょっと島の方についてはちょっと利用率というのは低いんじゃないかなというふうに予測のほうはしているところがございます。

あと収入支出についてになりますけども、業者からの入金につきましては、業者から入金は今までどおり、経費は差し引かれた形で入ってくるんですけども、うちの財務上の中でそういう取扱いを行うということで、ちょっとテクニク的な問題になりますけども、そういうことで受入れのほうはするということになります。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） ちょっと質問の順番、ひっくり返るかもしれませんが、財務決裁上、実際にお金が動かないのに結局、庁舎内での支出項目が変わるとい、そういう手続可能なんですかね。ちょっと僕はよくわかりませんが、実際にお金は動いていないのに、要は、町が町へ払うみたいな状態になるわけでしょ、簡単に言うと。会計の中での処理だけと、要するに財源調整みたいな手続になるということで理解していいんですかね。ちょっと待ってね、これ1点。

それから、決済手数料についてなんですが、今の説明からすると島外の方、もう特に町外の方の利用が多分大半になるんじゃないかと予測、私もそう思うんですが、そうすると今回、手数料計上が49万何、約50万円。これは残り半年の分というより1年間50万円の支出があるという前提で考えていいんだろうと思うんですが、この経費って、簡単に言うとその町外の方のために使う経費ですよ。その必要性、特にその渡船を利用される方々にその経費をかけてまでやる必要性があるのかなと。例えば、コミュニティバスはPay Payが使えますけど、それは町内の方の利用が多いですから、それは意味があると思うんですが、今回の渡船の利用者というのは町外の方だったら、そこまで経費をかける必要は私はないんじゃないかなと思うんですが、前回もお尋ねしたと思うんですけど、そういう意味で例えば、相島に光ケーブルを通しますから、例えば島の方々がチャージできるようなシステムをつくるとか、将来ビジョンがあればまた別ですけどね。今の状況の中で、その意味って町がその税金を支出する意味があるのかどうか、もう1回お尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） 政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。

1点目、ご質問1点目の事業者から差し引いて歳入がある、その財務上の取扱いですけども、一応町の財務規則の中にも繰替ってというのがございまして、当然その事業者が使われたところからは町のほうにお金が入ってきて、当然、例えば480円が100人乗って、それを皆さん電子マネーで払われたと。そしたら手数料をいくら差し引いて、事業者がですね。残りを町のほ

うに振り込んでくるというふうなことになるので、今回補正しております役務費のほうから請求書の中に当然、手数料費いくらって書いておりますから、その額を同時に歳入のほうに入れるという繰替を、そういった財務規則上もございますので、そういった手続で処理を行っていくというふうなことでございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい。先ほどの件ですけれども、現金主義ということであるべくやっぱりお金は扱わないとか、そういうことも含めて今回しております。電子マネーを導入しております。今後やはりこれが主流ということになってきますので、導入のほうを決めておるわけですけれども、チャージができないということになります。今回も今の販売機ではチャージができませんので、今後、さらに更新していく上で、そういうことが可能であれば行っていきたいと思いますけれども、現時点ではチャージ等はできないということになりますので、島内の方の利用率をどうやって上げていくかというのは今後の課題ということでさせていただきたいと思えます。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（9番 横大路政之君） はい。もう一度申し上げますが、要するに相島お住まいの方々が、例えばスマホをお持ちの若い方がたくさんいらっしゃると思うんですね。それから、渡船を利用される方もいらっしゃる。だから、高齢者の方が多いから使わないという想定ではなくて、これを導入するんなら、島の方々にいかに利用していただくかという、今、課長がしみじみも言いましたけど、そこに行き着かないと、ただ単に町外から来られるの方々に対して手数料、利便性を上げるために町が税金を投入するという形でしか成り立ちませんので、その辺を将来ビジョンとして明確に持って、今後の対応していただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 答弁はよろしいですか。

○議員（10番 横大路 政之君） いいです。

○議長（牧野 真紀子君） はい。ほかに。はい、温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。この電子マネーの、これを利用する方っていうのは大体3割ぐらいじゃないかという話をちょっと伺ったと思うんですけれども、実際、利用者のパーセンテージっていうのはどのぐらいかということと、あと今、手数料の話がされていますけど、この手数料率っていうのは大体、大体とかどのぐらいになっているかということをお教えいただきたいと思えます。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい。キャッシュレスの利用決算につきましては7月の3日から開始しております、7月の実績といたしまして369件。使用率におきましては9.2パー

セント程度ということになっております。

手数料率につきましては大体3パーセント前後が、会社によってカード会社によって違いますので、大体3パーセント程度というふうに考えていただければと思います。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第90号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第90号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第14. 第91号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第14、第91号議案、令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第91号議案、令和3年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ929万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億2,927万4,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いします。

2款1項3目一般被保険者療養費、18節負担金補助及び交付金、929万3,000円を計上しております。一般被保険者療養費負担金を増額するものです。特定財源といたしまして、4款1項1目1節普通交付金を充てるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第91号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第91号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第15. 第92号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第15、第92号議案、令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第92号議案、令和3年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和3年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものです。支出、第1款下水道事業費用、補正予算額300万円を増額し、合計の9億3,560万円とするものです。

4ページ、5ページをお願いします。収益的収入及び支出、支出の説明をします。1款1項3目中央処理区管理費の工事請負費300万円の増は、中央浄化センターの維持修繕工事費の増で、4月以降、故障による緊急対応が頻発したことから、今後の台風シーズン等に伴う突発的な故障に対応するための緊急用の維持修繕工事費を計上しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 今、説明の中にあつた突発的な緊急工事、以前ですね、以前って2年前かな、3年前か、中央浄化センターに漏水があつてエレベーターが故障したというようなことであつたんですが、それ以降、今年特に対策本部を立ち上げたぐらいの風雨があつた、風はないか、雨が降つたわけですが、そういったことも関係して発生した部分というのはあるんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 今年については、そういう事例はございません。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） そしたら、突発的になつてどういうこと、僕はてっきり今の説明を聞いて、そうかなと思つたんですけど。どういうものが想定されとるんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） はい。台風シーズンとかで電線が切れてポンプとか、電源が入らなかつたりとか、それに伴うポンプが動かなくなつたときには、そのバッテリーとかをするような感じとか、その辺のポンプ修理とかを含めた突発的なものも含めております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 要するに予算を必要とする突発的な工事、必要なものって、

今まで起こったことを想定して、今後、想定されるというような言い方をされたでしょ。それが今まで起こったことがどういうことで、今後どういうことが想定されるのかっていう説明の仕方をしていただければ分かると思うんですけど。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） すいません。以前も、そのように電気関係でポンプがとまったりとか、台風等により止まることがあったので、それも含めて。また、先ほど浄化センターについて、今年はないですけども、ああいうふうなまた事態もあるかもございませんので、そのようなことも含めて計上させていただいております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。いいですか。はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第92号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第92号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第16. 第93号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第16、第93号議案、令和3年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 第93号議案、令和3年度新宮町一般会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,607万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8,495万7,000円とするものでございます。第2条、継続費の補正及び第3条の地方債の補正につきましては、あわせて説明いたします。

5ページをお願いいたします。第2表、継続費の補正につきましては、追加で2件計上いたしており、ともに本年度から令和4年度までといたしております。上段の2款1項は、例規整備支援業務委託料で、このうちの一つは、個人情報の保護に関する法律及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律などの3本の法律が改正一元化されたことに伴い、本町の条例等も所要の改正を必要とすることから、もう一つは、改正国家公務員法の定年引き上げにより、令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで定年引き上げされることに伴う地方公務員法の一部を改正する法



律が本年6月11日に公布されたことから本町の条例等も所要の改正を必要とするため、専門業者による支援を受けながら例規整備を進めるものでございます。続いて、8款2項の開発道路整備負担金は、上府地内における認定こども園開発に係る道路整備について、町からの要望により道路幅員を3メートル広く整備することから、その3メートル部分についての用地費及び道路築造費に係る費用負担をするものでございます。総額及び年割額は記載のとおりでございます。続きまして、第3表、地方債補正につきましては、1件変更をいたしております。臨時財政対策債は、発行可能額が確定したため増額補正するもので、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算から補正内容の説明をいたしますが、全般的に人件費につきましては、職員の時間外勤務手当の増によるものでございます。それぞれの目における説明は省略させていただきます。また、今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関わる事業費等について計上をいたしております。

16、17ページをお願いいたします。1款1項1目11節のインターネット系通信回線料は、タブレットを用いた会議システム導入に係る12台分の新規回線料、13節システム利用料は、タブレット会議システム等2つのソフトの導入に係る12台分の経費を計上いたしております。2款1項1目一般管理費、12節例規整備支援業務委託料は、先ほど継続費の補正で説明いたしましたとおり、本年度分の経費を計上いたしております。6目企画費、17節施設用備品購入費は、現在、会議用タブレット課長職以上用として予算を計上いたしておりますが、本庁での会議や議会における会議用システムの導入等、自治体デジタルトランスフォーメーションの推進を図るため、タブレット30台を追加購入し、課長補佐及び主幹等に配付するものでございます。7目電算管理費、12節電算管理委託料は、電算業務に係る技術者派遣経費として、4月から6か月分を計上いたしておりましたが、今後の自治体デジタルトランスフォーメーション推進を図るため継続して派遣を委託するもの、同節、新規導入機器設定委託料は、会議用システム80台分の新規導入費及び庁舎内インターネットルーターの切替えに伴うものとなっております。13節システム利用料は、先ほど議会費でご説明いたしましたタブレット会議システム等2つのソフトの導入に関わる68台分の経費を計上いたしております。口座振替システム使用料は、現在行っている金融機関とのデータ通信に関して、回線を専用回線に切り替える必要があることから、9つの金融機関とのテスト通信に必要な経費でございます。17節電算用備品購入費は、庁舎内インターネットルーター1台の購入費でございます。3項1目戸籍住民基本台帳費、12節システム改修委託料は、平成28年2月から稼働した住民票のコンビニエンスストアでの交付について、個人番号情報も印字発行できるようシステム改修を行うもの、また、役場窓口においてもマイナンバーカードを利用し、コンビニエンスストアにおける交付と同じ操作性で住民票等の証明書を

取得することができるようにするものでございます。

18、19ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費、12節行旅病人等取扱委託料は、本年7月に1件取扱事案があり、今後の発生に備えて補正するもの。7目障害者福祉費、19節自立支援医療給付費1,305万1,000円は、見込みより多くの給付申請があり、予算不足が見込まれるためのもので、特定財源といたしまして15款1項2目2節障害者医療費負担金652万5,000円及び16款1項2目2節障害者医療費負担金326万2,000円を充当いたしております。2項1目児童福祉総務費、18節保育所賃借料補助金83万6,000円は、19節の施設型給付費・地域型保育給付費の一部として賃借料を予算措置いたしておりますが、当該給付として適用できなくなったことから、町補助金として予算の組替えを行うものでございます。よって、特定財源の15款1項2目3節子どものための教育・保育給付交付金を47万5,000円減額、16款1項2目4節子どものための教育・保育給付交付金県費負担金を17万7,000円減額いたしております。保育環境改善等事業費補助金330万円は、各保育所及び認定保育園において実施される新型コロナウイルス感染症拡大対策のための補助で、各園の定員数に応じて支給するものでございます。特定財源といたしまして、15款2項2目5節保育対策総合支援事業費補助金165万円を充当いたしております。3目児童福祉施設費、10節消耗品費2万1,000円は、県補助金を用いて相島保育所における新型コロナウイルス感染症対策のための手指消毒液等の購入費として計上いたしております。なお、併せて計上済みの17節相島保育所用備品購入費で網戸等購入を予定いたしております。特定財源といたしまして、16款2項2目7節届出保育施設における新型コロナウイルス感染症対策事業補助金13万8,000円を充当いたしております。

20、21ページをお願いいたします。4款1項2目予防費、10節消耗品費20万円及び印刷製本費118万3,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種に関し、対象年齢拡大等に伴うもので、接種会場用消耗品の購入及び接種案内や問診票等の印刷費の増で、特定財源といたしまして、15款2項3目1節新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金138万3,000円を充当するものでございます。3目母子衛生費、1節予防接種健康被害調査委員報酬及び8節費用弁償は、新型コロナウイルスワクチン接種に起因する医療費の請求があり、当該請求を調査するため、新宮町予防接種健康被害調査委員会を開催するためのもので、委員5名のうち3名の委員に関する報酬及び費用弁償を計上するものでございます。6款3項3目漁港管理費、10節修繕料は、漁港管理に関し修繕料が当初見込みより増えたため、今後の修理案件に備えるためでございます。8款2項2目道路新設改良費、12節町道測量設計等委託料は、新宮ふれあいの丘公園北側の博多学園開発予定地から県道小竹下府線までを計画している道路で、当該道路の実施設計を作成するための測量業務委託、18節開発道路整備負担金は、先ほど継続

費の補正で説明いたしましたとおり、本年度分の経費を計上いたしております。4項1目都市計画総務費、17節事務用備品購入費は、大型プリンターのリース契約からの買い換え。

次のページになりますが、2目公園費、1節新宮ふれあいの丘公園公募対象公園施設等設置予定者選定委員報酬は、選定委員会6名のうち3名の識見委員に関する報酬、18節全国都市公園整備促進協議会負担金は、当初予算時の計上漏れでございます。大変申し訳ございません。4目社会資本整備事業費は、社会資本整備総合交付金の一部を文化財調査費に充当替えするため、財源更正するものでございます。10款1項2目事務局費、10節消耗品費は、タブレット用ヘッドセットを購入するもので、各小学校1クラス分、計180個を購入するもの、14節施設整備工事費は、各小中学校において、理科室や音楽室、美術室などにWi-Fiのアクセスポイントを増設するもので、計52か所に設置する予定といたしております。17節教育用備品購入費は、電子黒板を各幼稚園に1台ずつ配置するものでございます。2項2目立花小学校管理費、10節消耗品費及び17節学校管理用備品購入費は、当初予算におきまして、パソコンの買い替えによる機器更新を予定しておりましたが、内蔵部品の一部を取り替えることにより機能改善が図れたため、14台分の教育用備品購入費を減額し、新たに内蔵部品購入のため、消耗品費を増額したものでございます。4目新宮小学校管理費、11節インターネット料金及び14節施設整備工事費は、インターネット回線数を現行の1回線から3回線へ2回線増設するための料金及び工事費で、この増設により、9クラス程度同時に利用することができるように見込んでおります。なお、同様の工事を8目新宮東小学校管理費、10目新宮北小学校管理費、3項2目新宮中学校管理費及び6目新宮東中学校管理費においても計上いたしております。6目相島小学校管理費、11節電話・ファクス料金は、相島小学校ではインターネット通信が不安定なため、光回線が整備されるまでの間、スマートフォンを介した通信を利用するための料金の増でございます。同様の理由により、3項4目新宮中学校相島分校管理費にも計上いたしております。

24、25ページをお願いいたします。10目新宮北小学校管理費も、2目立花小学校管理費で説明しましたとおり、53台分の教育用備品購入費を減額し、新たに内蔵部品購入のため、消耗品費を増額したものでございます。3項6目新宮東中学校管理費、7節講師謝礼5万4,000円及び8節特別旅費69万1,000円は、県からの受託事業である学校安全総合支援事業に係るもので、講師謝礼は3人分を、特別旅費は岩手県釜石市で行われる先進地視察など3か所、2人分の旅費を計上いたしております。特定財源といたしまして、16款3項4目1節学校安全総合支援事業委託金79万8,000円を充当いたしております。

26、27ページをお願いいたします。5項1目幼稚園総務費、1節会計年度任用職員報酬及び3節会計年度任用職員期末手当の減は、会計年度任用職員の退職に伴い、新たに雇う職員の任用形態が月額給与から日額給与に変更されたため、8節費用弁償は、任用職員を1名から2名に

増員したため通勤手当の増となっております。6項1目社会教育総務費、12節舞台効果業務委託料が、11月に予定しております社会教育関係団体等指導者研修会を新型コロナウイルス感染拡大を考慮して、そびあしんぐう大ホールで開催することから舞台効果業務委託料として、18節全国大会等参加助成金は、新型コロナウイルス感染症の影響から全国大会等が開催される見込みがなかったため、当初予算では計上いたしておりませんでした。スポーツ競技大会において個人5名と1団体から問合せがあっていることから、予備分も含めて例年どおり計上いたしております。6目文化財保護費、1節会計年度任用職員報酬から11節発掘調査時し尿汲取料までは、ふれあいの丘公園内で予定されているPark-PFI予定事業地の文化財調査を実施するための経費、18節横大路家住宅指定文化財管理事業補助金は、横大路家住宅の茅葺き屋根の一部補修に伴い、補助額が増額となったためなどがございます。7目図書館費の14節施設整備工事費は、図書館内における新型コロナウイルス感染対策のため、開架書籍を減らすことから、閉架書庫の容量を増やすため、移動棚を増設する工事で、当該工事によりまして、約5,000冊の収蔵スペースを確保するものがございます。特定財源といたしまして、16款2項8目5節は、図書館が実施する講演会等に対する補助で、子どもの読書習慣形成・定着支援事業補助金13万5,000円を充当するものがございます。7項3目体育施設費、10目修繕料は、体育施設管理に関し修繕料が当初見込みより増え、今後の修理案件に備えるため。

28、29ページの11款1項1目農林災害復旧費及び2項1目土木災害復旧費は、災害復旧費が当初見込みより増えることが予想されるため補正するものがございます。13款1項1目繰出金、渡船事業特別会計繰出金は、当該特別会計に953万5,000円繰り出すものです。

それでは、歳入の説明に移ります。

戻りまして、10、11ページをお願いいたします。なお、歳出の説明時に説明しましたものは、省略させていただきます。11款1項1目地方交付税は、額確定に伴うもの、15款2項7目公立学校情報機器整備費補助金は、貸出用ルーターの購入費に対する補助で額の確定によるもの。

12、13ページ、16款2項9目漁港関係事業費補助金は、令和2年度に被災した相島漁港沖防波堤について、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき、当該災害が激甚災害と指定されたことに伴い、設計部分に係る補助金として交付決定がなされたものがございます。19款2項2目財政調整基金繰入金は、収支調整による減額。

14、15ページ、22款1項6目臨時財政対策債は、額の確定によるものがございます。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） これより10時40分まで休憩いたします。

午前10時32分休憩

.....  
午前10時40分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、歳入歳出全般について質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。2点お尋ねいたします。

まず22、23ページのところの10款2項4目のインターネットのところですね。3回線増設するんですかね、9クラス使えるというのは、9クラス増えるのか9クラスになったのかっていうのを確認したいのと、あと多分、クラス全員が使った場合、9クラス使えるようになるんだと思うんですけど、全クラス、オンライン授業とか配信するのは全クラス可能なのかというのを教えてください。

もう1点は、24、25ページの10款3項6目新宮東中学校管理費の先進地の視察という話を、釜石ですかね、されてたと思うんですけど、何の先進地なのかっていうのを教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。お答えさせていただきます。まず最初の各学校のほうでインターネットの今回増設をしますけれども、1回線あったところを3回線に2回線増やすということになります。それで、今1回線ある学校について、通信速度なりを確認させていただいたところ、全てのクラスの子が使う状態で3クラス、今1回線でつながるとというのが限界のような状況でした。ですので、今回2回線増やすところで常時全員が使う状態で9クラスまでは対応できるのではないかと。1番多い新宮中学校の1学年分ぐらいはそれに対応できるということですので、今回は、2回線の増設っていうことにさせていただいております。そしてオンライン授業で使うときは、おそらく全クラスつないでもそんな数にはならないと思いますので、多分対応できるのではないかと。今、そういう接続テストについても確認をさせていただいている状況でございます。

それとあと、東中学校のほうの事業ですけれども、こちら今3年目になりますが、防災と安全に関してずっとメニューを1年ごとに変えて学校安全ということでやっているメニューでございますけれども、今回、視察させていただくところについては防災、そういった防災教育の面で先進地ということでの視察を検討しているという状況でございます。ただ、今、コロナの関係が少し深刻になった状況がございまして、この計画自体も今変更しないといけないんじゃないかという状況にはなっている状況でございます。もしかしたら、中止するかもしれません。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 大牟田議員、よろしいですか。

はい、ほかにありませんか。温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） はい。非常に単純な質問ですけど、民生費のところ、19ページですか。単純な質問です。施設型給付費・地域型保育給付費というのがありますけど、具体的に施設、どういう施設に給付されているかっていうのをちょっと教えていただけますか。

○議長（牧野 眞紀子君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） はい。お答えいたします。施設型給付費といいますのは、認可保育所に支払うものでございます。

地域型につきましては、基本的には小規模施設になります。19人以下の施設にはなりません。以上です。

○議長（牧野 眞紀子君） よろしいですか。ほかにありませんか。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。3款1項1目、19ページですね。行旅病人等取扱委託料っていうのは、初めて補正、私も20年間ここにいますけど、初めてじゃないかなと思う予算なんですけど、この際だからちょっと聞きたいんですけど、まずこれ委託料になつとるんですけど、委託先ってどこなんですかね。それから、どういう制度でね、これが運用されているのか。実際には、その予算だけが計上されて、実質実績多分ね。数十年、10何年、20年近くなかったんじゃないかと思うんですけど、どんな事例が起こったんですか。1件発生っていうのは。

○議長（牧野 眞紀子君） はい。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい、お答えいたします。もともとこちらの事業につきましては、例えば身元がわからない方が新宮町内で遺体となって発見されたとかですね。そういったような場合に、町のほうで火葬などの手続きをとらないといけないということで、そういったものについての費用をこちらのほうから払います。委託料というものにつきましては、火葬等を取り行っていただく葬儀社と契約をいたしまして、その取扱いをしていただくというような内容になっております。ですので、この金額につきましては、1案件があったときのお引取りから火葬に至るまでの一連の費用をお願いした場合の費用が大体この程度になるという形になっております。今回発生いたしましたのは、身元につきましてはわかっているんですけども、遺体の引取り手が完全にない案件がございまして、こちらにつきましては、町のほうで火葬をする必要がございましたので1件火葬をしております。ただし、現在今のところ相続人等につきましては調査をしております、原則相続人の方に、こちらの費用については後日弁済できるものなのかどうかということについてのご相談をするための調査を、現在かけているところでございます。

以上でございます。

○議長（牧野 眞紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 今のご説明だとですね。行旅人というのは身元不明、当時、私もさっきも言いましたように初めて聞いた言葉だったし、職員の方の中には、それ知りません

という職員もいらっしゃるぐらいの用語だったんですね、当時、1、2年前だったと思うんですけど。それから考えると、当時の説明、今の説明もそうなんですけど、要するに身元不明の方々に対応するための予算。今の説明は、遺族の方なのかどうか知りません。要は、姻戚関係の方がいらっしゃるという前提になってくると、行旅人とは違うんじゃないかなという気が説明を聞いていたんですが、その行旅人であるかないかの区別っていうのはどこでつくんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） もうこの場ではっきりと法律集とかを持ってきていないので、お答えすることはできないんですけども、現在のところ調査をかけておりますけれども、基本的には、もう身内がもう確認できないような状況でありましたので、行旅病人と同じ扱いでやりましたけれども、戸籍等を追っていきますと全然お付き合いはないんですけども、何らかの親族関係がある方につきましては、正の財産も負の財産も含めたところで、相続放棄という手続きを正式に取っていただかないとこちらの分の費用を払っていただくこととなりますよという形で手続きをさせていただこうと思っています。その場合は、もう行旅病人ではなくて親族の方がいらっしゃるの、一旦立替えたものを返していただくという取扱いになるのかなというふうには考えております。ちょっと詳しくどこまでが行旅病人で、どこからが違うのかっていうちょっとその境目については、今現在ちょっと私のほうも勉強不足でお答えできません。すいません。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） これはもう皆さん周知のことですけれども、やっぱりこういう世の中になってくると独居の方がいらっしゃる、身内の方が要するに探しても見つからないという方も、その町民の方の中にもいらっしゃるかもしれないし、今後発生されるかもしれない。取扱いとしてはやっぱりそういうふうな判断基準でいくと、やっぱり町が責任を持って、後処理という言葉が適切かどうかはわかりませんが、対応せないかん状況っていうのは発生しがちだと思うんですね。そうするとやっぱり法律上の定義というのは明確にしておかないと、これから多分、また繰り返し、その都度悩まないかんというような状態になってくると思いますので、その辺はぜひ、この予算に限らず、どういう対処方法、健康福祉課の窓口になるんでしょうけども、どういう対処方法が正しいのかっていうのはやはりきちんと、やっぱり把握する必要があると思いますので、その辺はまた調査後に説明をいただきたいというふうに思います。

○議長（牧野 真紀子君） 答弁は。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。今回の手続きにつきましては、法にのっとりやっております。行旅病人かどうかという、その境目はないんですけども、埋葬とか火葬に関する法律に基づいて、誰も今すぐすることができない場合につきましては、遺体をそのまま置いておくとかいうことはできませんので、今回のこの手続きにつきましては法にのりつつ形やらせてい

ただいていますので、どの法律でどうやって、今後どういった形での親族との調査を行ってということにつきましては、また次に機会があるかどうかちょっとわかりませんが、きちんとまたご報告はさせていただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。

はい、ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第93号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第93号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第17. 第94号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第17、第94号議案、財産の取得について、コミュニティバス購入を議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） 第94号議案、財産の取得について、下記のとおり取得するものでございます。取得財産、コミュニティバス。契約の方法、随意契約。取得金額2,343万540円。契約の相手方、福岡県古賀市青柳469番6、九州日野自動車株式会社古賀支店、支店長、武田和茂。納期、令和4年3月18日まで。提案理由といたしまして、現在コミュニティバス事業に使用している車両1台について、老朽化に伴う更新が必要であるため、新たにコミュニティバス1台を取得するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1枚めくっていただきます。参考資料をご覧ください。今回の随意契約の理由といたしまして、現在新宮町には、小型バスと中型バスの2種類がございます。今回購入を計画しているバスは小型バスで、ノンステップ仕様の交通バリアフリー法適合車でございますが、この要件に適合する小型バス車両製造業者は、九州日野自動車株式会社1社のみであり、競争入札に付することができないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により購入するものです。（2）につきましては、取得バスの規格等を記載しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。西議員。



○議員（6番 西 健太郎君） コミュニティバスの更新なんですけど、大体何年で更新されるんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい。現在新宮町では、大体10年、60万キロというのを目安にバスの買換えを予定しているという状況でございます。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第94号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第94号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第18. 第95号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第18、第95号議案、町道路線の認定について、大蔵3号線を議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第95号議案、町道路線の認定について、ご説明いたします。

路線番号660。路線名、大蔵3号線。起点、新宮町大字原上字大蔵1572番地3地先。終点、新宮町大字原上字大蔵1571番1地先となります。理由としまして、町道路線の認定に当たり、道路法第8条第2項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

当該道路は、民間による住宅地開発に伴って整備された路線であり、関係する法令基準に適合しているものでございます。

なお、次ページ以降に参考資料といたしまして、位置図、路線図を添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ここで質疑を打ち切り、第95号議案は、総務建設常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第95号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。上畝地委員長よろしくお願いいたします。

---

### 日程第19. 第96号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第19、第96号議案、町道路線の廃止について、雲雀ヶ丘5号線他2路線を議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 第96号議案、町道路線の廃止について、ご説明いたします。

路線番号162、雲雀ヶ丘5号線。163、雲雀ヶ丘6号線。164、雲雀ヶ丘7号線。起点、終点は3路線とも、新宮町緑ヶ浜2丁目1592番424地先となっております。理由としまして、町道路線を廃止するに当たり、道路法第10条第3項の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

当該道路は、町営住宅雲雀ヶ丘団地内道路として、町道認定されていたものですが、今回、雲雀ヶ丘団地の解体に伴い、町道としての供用を廃止するため、町道路線の廃止を行うものでございます。

なお、次ページ以降に参考資料といたしまして、位置図及び路線図を添付いたしておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第96号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第96号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第20. 報告第12号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第20、報告第12号、専決処分の報告について、地方自治法第180条第1項、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第12号、専決処分の報告について、ご説明をさせていただきます。

ます。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

1ページをお願いいたします。専決第11号、専決処分書。令和3年4月4日に新宮町役場敷地内駐車場において発生した町施設の不備による破損を要因とする車両損傷事故について、これに対する損害を賠償し和解するものでございます。1、損害賠償額は42万7,020円。2、損害賠償及び和解の相手方は、別紙に記載しておりますので、ご参照ください。3、和解の条件、本件に関して上記に定める賠償以外に債権債務のないことを確認し、双方とも一切異議なく和解するものでございます。

なお、本件につきましては、令和3年第2回定例会に補正予算を計上し、ご説明をさせていただき、議決を受けた案件につきましては、専決処分を行わさせていただいたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

### 日程第21. 報告第13号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第21、報告第13号、令和2年度新宮町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） 報告第13号、令和2年度新宮町土地開発公社経営状況について説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。このページは、令和2年度の公社事業報告概要として、役員に関する事項及び理事会に関する事項について記載しております。

2ページをお願いいたします。このページから、令和2年度の公社事業実績報告書となります。用地の取得につきましては、町道大坪新開線道路改良事業用地として3件、新設中学校、現在の新宮東中学校及び周辺道路・公園整備用地として2件、新宮漁港第2駐車場事業用地として3件、計8件。合計面積が3,458.81平方メートル。合計金額は9,036万8,533円となっております。

3ページをお願いいたします。用地の売却につきましては、湊井堰公園整備事業用地2件、新設中学校及び周辺道路・公園整備用地21件、計23件を売却しており、売却面積の合計が3万112.03平方メートル。合計金額2億5,444万7,161円となっております。

4ページ、5ページをお願いいたします。収支決算書、収入の部の主なものにつきまして説明いたします。1款1項1目用地売却収入2億5,444万7,161円は、先ほど説明いたしました契約件数23件の用地売却に伴うものでございます。1款1項2目附帯等事業収入、1節土地貸付料は、JR新宮中央駅東口駐輪場用地及び三代・的野線道路用地を駐車場及び看板用地として貸付けており、その貸付料として325万6,539円。2款1項1目借入金、1節短期借入金として13億円。2節長期借入金として1億4,000万円を借入れております。

内容につきましては、16、17ページに記載しておりますが、約6か月の短期借入れとして6億6,000万円、6億4,000万円の2回金融機関から借入れております。

以上、その他の収入とあわせて、収入合計16億9,771万9,768円となっております。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。支出の部でございます。主なものを説明いたします。1款1項1目公有用地取得費、1節用地費9,036万8,533円は、先ほど説明しましたとおり、契約件数8件分の用地費でございます。2款1項1目支払利息、1節支払利息65万2,317円は、先ほど説明いたしました短期借入金の返済時に生じた2回分の利息の合計額。3款1項1目借入金償還金、1節借入金償還金15億円は、16、17ページの短期借入金明細書記載のとおり、金融機関から借入れていた事業資金を令和2年8月と令和3年2月に償還したものでございます。

以上、その他の支出とあわせまして、支出合計15億9,687万6,295円となり、収支差額はプラス1億84万3,473円となります。

次に、翌年度への予算繰越しについて説明いたします。令和2年度中に予定しておりました町道須川宇土線道路改良工事、新宮ふれあいの丘公園拡大事業について、令和2年度中の事業完了が見込めないため、令和3年度へ1億2,184万4,500円予算を繰越しております。

なお、8ページ以降に財産目録、賃借対照表、損益計算書、公有用地明細書などを添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。2ページの実績報告書の中で、新宮漁港第2駐車場整備事業用地ということで購入をしてありますが、これは将来的に、どういうことを想定して購入をされたんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。これは、今、更地になっております、昔、鯛飽楽の別館シオンがありましたところの用地になりますので、そちらのほうは第2駐車場用地として活用するための目的として、購入した土地となっております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。そしたら、これはあそこの昔、別館があったところの土地の購入ということなんですね。そしたら、第2駐車場といいますと、駐車場に使用するという想定で購入をしているんですか。要はですね、議会としてもあそこの前のときの議会改革推進会議の中のテーマの一つとしてね。漁港の運用というか、いろいろ調査したんですね。そのときに道を広げるとか何とかというふうな形でしてたんですけど、それが整わないまま、それから以降は報告も受けてないんですけども、そういうこと、道を拡幅するとか、そういうことを想定しての購入ではないんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（西田 大輔君） お答えいたします。今、北崎議員おっしゃいましたとおり、確かに漁港に行く道がかなり狭くなっております。県のほうとも協議をしておりますけれども、将来的に道路の拡幅も含めまして、そういう用地としてもこの場所を考えております。ですから、第2駐車場、それと道路の拡大用地としてとらえてもらえればよろしいかと思っております。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） そうであればですね、第2駐車場というよりも道路の拡幅、将来的に道路の拡幅のための購入ですよ。多分、あれ拡幅したら、そんなに駐車場はとれないということになると思うんですが、そうであればやっぱり議会のほうにもいろんな漁港周辺を、要は将来的な計画とか、そこら辺があるのかどうかわかりませんが、その進捗状況とかはね、いろいろ報告していただきたいなと思っているんですが、将来的に僕はね、別館のところじゃなくて、その下のほうの部分の購入かなと、1段下がったね、あそこかなと思ったんですが、そこら辺のやっぱり計画っちゃうのはやっぱり説明すべきじゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。ないならないでいいですよ、計画自体、ただ買われるんでね。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 要は、開発公社が土地を買われるわけですから、将来的にこれまた売却するんでしょ、多分町か何かね。ということは、何がしかの計画があって、そして一時、開発公社が抱えるというのが大体通常ですよ。だから、その計画をやっぱりしっかり持ってやられた計画だと思うんで、そのところはやっぱりしっかり説明していただかないといけないかなというふうに思うんです。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい。この件につきましては、以前からやはりプレジャーボート施設の予定、国、県の予算はついておりましたが、あそこの県道湊下府線が非常に狭いというようなことで、最終的に湊地区のほうから反対が起こりまして、それが実現が不可能になってきて現在に

至っておるわけですが、将来的にやはり漁港を活していくためには、漁港までの湊地区のあそこを拡幅していかなければいけないというようなことで、県とも調整、話をしながら先行して町が将来の県道拡幅をお願いするための一つの施策として開発公社のほうに依頼をして、当面は第2駐車場として使っていくということで、将来的に県の拡幅の事業を着手していただくときに、一部売却をやはり県のほうにしていかなければいけないという予定の中で開発公社のほうをお願いをしたわけでございます。以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 開発公社の報告ですから、町長がお答えになるのはどうかと思うんですけども、計画自体が、言うたらどうなるかわからないけども計画自体があって拡幅をして、あそこだけを拡幅してもなかなか計画自体は進まないような気もするんですが、その計画があって、そして開発公社に町長はお願いしたと言いましたけど、開発公社が先行取得をして、そして将来的にこうこうですよというふうな計画っていうのは、具体的な計画っていうのはないんですか。開発公社の中で、そういうふうな計画っちゃうのはしていないんですか。していなくて先行取得したということになるんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） 福田副町長。

○副町長（福田 猛君） 開発公社の立場としましては、町のほうからの要請によって先行取得していますので、開発公社が将来的に何か目的のために使うということは、基本的にはありません。今回は、私ども開発公社の立場もありますけど、前の担当の立場としてですね、ご説明しますと、もともとの湊川沿いの今の県道用地を広げてほしいというのは、もうご存じだろうと思います。その計画が、ある時期にある程度できて、県のほうからもこういう形で拡幅事業を進めていきたいと。そのときに、現在の釣り具屋さんですね。と、そのシオンの用地が非常に今現在利用してあるということで、そこがどのように協力していただけるかということを経元の湊区のほうとも協議して、今の湊川のほうに広げてほしい、今の計画で進めてもらいたいということはある程度、合意ができたという形の中で、どうしてもそのシオン用地の取得が必要になってくるということで、地権者の方とも結構いろいろ時間がかかりましたけど、協議した形の中で、最終的に町のほうからある程度、お願いできそうだから開発公社のほうで用地取得についてという要請があがってきました。ですので、長い少し懸案事項でございましたけど、その前に県のほうが、ある一定のこれ公表していませんけど説明をしたと思います。こういうルートで、県道を拡幅したいということは議会にも何度か説明してきておりますので、これ地元にも説明しています。ですので、それに基づいて、町のほうから要請があったということと、もう一度ご理解していただきたいのは、ここのシオン用地の地権者がいろんな土地利用をしたいという強い要請があってですね、この県道の用地取得には非常に難航してきています。そういう中で、ある程度何度かの協議の中

で、協議が前に進むということもあって、公社のほうに正式に要請があったということですので、その辺の経緯を少しご理解していただければいいかなと。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

## 日程第22. 報告第14号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第22、報告第14号、令和2年度新宮町健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 報告第14号、令和2年度新宮町健全化判断比率等の報告について、ご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和2年度新宮町健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

1ページ、総括表①健全化判断比率の状況でございます。上段の表、真ん中あたりの実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、資金不足等が生じておりませんので、バーで表示いたしております。その右隣、実質公債費比率は7.4パーセントで、令和元年度と比較して0.1ポイント増加いたしております。理由につきましては、分子を構成する元利償還金等及び分母を構成する標準財政規模ともに増加しておりますが、元利償還金等の増加額が大きかったため、結果として、単年度の実質公債費比率が増加し、それに伴い3か年平均も増加いたしておるという状況でございます。次に、右端の将来負担比率につきましては59.8パーセントで、前年度と比較して28.4ポイント減少いたしております。これは減債基金やふるさと応援基金を積立てたことにより、充当可能財源等が増加し、将来負担比率の増加を抑えられたことによるものでございます。

2ページから4ページまでは算出表になりますので、ご参照ください。

5ページをお願いいたします。公営企業会計に係る資金不足比率の状況につきましても、資金不足が生じていないためバーで表示いたしております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

### 日程第23. 報告第15号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第23、報告第15号、令和2年度新宮町公共下水道事業会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 報告第15号、令和2年度新宮町公共下水道事業会計継続費精算報告書についてを説明いたします。

1ページをお願いします。令和元年度と令和2年度の2か年で実施いたしました新宮ポンプ場建設改良事業につきまして、全体計画事業費2億1,913万3,000円に対し、2億1,058万9,500円で完了しましたので報告いたします。特定財源といたしましては、国庫補助金及び企業債を充当しております。

また、詳細な内訳につきましては、報告書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

### 日程第24. 報告第16号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第24、報告第16号、令和2年度新宮町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（桐島 光昭君） 報告第16号、令和2年度新宮町一般会計継続費精算報告書について、ご説明いたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。令和2年度に継続年度が終了した3つの事業について報告いたします。1件目、2款1項第6次総合計画策定委託料でございます。上段の表の全体計画でございますが、総額は1,479万8,000円。年割額が、平成30年度348万9,000円、令和元年度636万2,000円、令和2年度494万7,000円。これに対し、真ん中の表の実績につきましては、支出済額が平成30年度348万8,400円、令和元年度319万6,800



0円、令和2年度422万4,000円。1番下の表の比較といたしまして、年割額と支出済額の差、388万8,800円が執行残となっております。次に2件目、8款4項都市計画マスタープランと策定補助委託料で、上段の表、全体計画といたしまして、総額368万6,000円。年割額は、令和元年度317万8,000円、令和2年度50万8,000円。真ん中の表の実績につきましては、支出済額が令和元年度317万7,900円、令和2年度50万7,100円で、1番下の表と比較いたしまして、年割額、支出済額の差1,000円が執行残となっております。最後3件目、8款6項町営住宅建築事業、全体計画といたしまして、総額8億641万1,000円。年割額が、令和元年度2億4,192万4,000円、令和2年度5億6,448万7,000円。これに対し、実績について支出済額が令和元年度3,700万円、令和2年度6億1,784万6,500円で、比較といたしまして、年割額と支出済額の差、1億5,156万4,500円が執行残となっております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

## 日程第25. 報告第17号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第25、報告第17号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第17号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、ご説明いたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。1ページから8ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せております。令和3年5月1日から令和3年7月31日までで、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものは、一般会計で6件、特別会計は該当がございませんでした。水道事業会計、公共下水道事業会計で10件ございました。また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で53件、特別会計は該当ございません。水道事業会計、公共下水道事業会計で5件ございました。

参考資料といたしまして、入札結果表を別途添付しておりますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） はい。4ページの下のほうなんですけど、新宮海岸清掃業務委託料56万1,000円、これ環境開発ってあがってるんですけども、これの内容はごみの回収業になるんでしょうか、内容を教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高木 昭典君） はい。こちらのほうにつきましては、海水浴場を開設する前に機械等でビーチクリーナーっていう機械がございまして、その機械でごみ等を収集する業務でございまして。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

## 日程第26. 報告第18号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第26、報告第18号、建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 2点、お尋ねをさせていただきます。2ページの監査委員さんの意見書の中に記載されておるですね、まず、①の判断基準について。異なっている事案が多く見られたという記載があるんですが、具体的にどういうものが散見されて、どういうご指摘をされたのか教えていただきたいというふうに思います。

それから、2番目の随契の分についてなんですけど、これもこういう記載がされていても具体的に何をもって指摘されたのかよくわからないので、申し訳ないんですが内容をご説明いただきたいと思います。以上、2点お願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 吉田監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） まず第1点の判断基準の内容でございまして、契約保証金は財務規則の83条で規定されていると思います。その規定の中に1項の1号から14号まであります。契約する際に、この契約の保証金を減免するのに、どれに該当するかというのが各課とかでやっておられますけど、同じ課でも同じ契約相手方でも契約保証金の減免がそれぞれ該当号数が違っていたり、それと減免できない分も減免というふうにされてあるのがあるんですよ。それで、皆さん職員の方がわかりやすく具体的に運用基準か何か作っていただきまして、制限列挙していただければというふうなことを書いているわけでありまして。2点目の随契ですけど、まず契約、

通常でいけば、一般競争入札が原則であります、そのあと指名競争入札と随意契約と競り売りとかありますけど、その中の随契を選定した理由ですかね。誰が見ても納得できる選定理由をきちんと書いていただきたいということで、意見として書いております。そして、そのあと、またのところは参考見積りの内訳書を積算基準がないところはとってあると思うんですよ。それにつきまして、その内訳書をみんな精査して、そして仕様書を書いて予定額をつくっていただきたいということで、意見を書いております。予定額とか書いていないところもありますし、だから参考見積書をとった分がそのまま予定額というふうに書いてあるところもありますので、やっぱりそこは相手から出てきた見積書をそのままのみするんじゃなくて、自分でもう1回精査して予定額を立てていただきたいということで書いてあるわけでありまして。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい。そうしますと、私ども予算、決算、審議、審査していく中でですね、やはり監査委員さんの指摘事項っていうのは非常に重きを置いて、我々は判断していく必要があると私は思っております。ついてはですね、今回の例えば1番でいうとですね、財務規則の83条、さっきおっしゃったように14項目、これがやはりまちまちに適用されるというのは明らかに大きな問題だろうというふうに思うんですよね。そういうご指摘されたことに対して執行部の回答は監査委員さんとして得であるのかどうか、その点だけ確認させてください。

○議長（牧野 真紀子君） 吉田監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） 少額随契、工事が100万円で委託等が50万円ですかね。それについては、もう減免規定はつきりされています。だから、そのほかについては、今から検討するというふうに回答はいただいております。制限列举みたいな運用を要綱にするのか、規則でするのかっていうのはちょっとわかりませんが。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） せっかく町長同席されておりますから、町長にお尋ねをしたいと思います。今の監査委員さんの指摘事項、非常に重要な事項だと私は思って説明を聞いたんですが、実際我々がそこまで帳票検査できるわけじゃございませんし、これから特にこの9月議会は決算審査もあるわけですから、やはり慎重に我々もやっぱり見ていく必要があるし、監査委員さんの今回のご指摘について、どのようにお考えなのか説明いただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） 町長。

○町長（長崎 武利君） はい、意見書をお聞きいたしまして、町執行部としましては、この指摘に沿って各課、これをしっかり精査しながら、14項目における、そういったことをしっかりと捉えて、今後の行政運営の中で、減免の在り方についてしっかり取りかかっていくということで考えております。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 町長がそういう考えであればですね、きちんと職員の皆さんに副町長経由かもしれませんが、指示していただいて、今回の監査委員さんの指摘事項を重大な意見として反映させていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（牧野 真紀子君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

#### 日程第27. 報告第19号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第27、報告第19号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば監査委員にお尋ねください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時45分散会

---